

静岡市監査委員会議記録

会 議 令和3年度 第11回 監査委員定例協議会

開催日時 令和4年2月28日(月) 午前9時11分～11時11分

出席者 監査委員 遠藤 正方、白鳥三和子、大村 一雄、佐藤 成子
事務局長 高田 和昌
書記 杉田 陽子
白鳥 浩司、山田 裕、鈴木 浩之
望月健司郎、齋藤 升美、神山 悟
新海 拓也、山本 和延、渡辺 篤史

会議内容

1 開会宣言 杉田次長

2 例月現金出納検査等(1月分)

(1) 説明者等

ア 各種会計 望月係長(監査第2係)

イ 病院事業会計 新海係長(監査第3係)

ウ 簡易水道事業会計 白鳥次長補佐(監査第1係)

エ 水道事業会計 白鳥次長補佐(監査第1係)

オ 下水道事業会計 望月係長(監査第2係)

(2) 発言等

ア 各種会計

(遠藤代表)

寄附金にはふるさと納税が含まれており、累計3億6千万円のうち本月に半分ほどが入ったということか。

(事務局)

そのとおりである。

(佐藤委員)

ふるさと納税以外の寄附金は、ある程度増減なく入ってくるものなのか。

(事務局)

毎年予算を立ててはいるものの寄附金という性質上増減はある。ただし、教育関係の寄附金などは基金に積むなどして困らないように事業を運営している。

イ 病院事業会計

(佐藤委員)

費用勘定の経費とはどういったものか。

(事務局)

診療に使用する薬等の材料を除いた病院事業に係る費用で、委託料や賃借料などである。

ウ 簡易水道事業会計

特になし

エ 水道事業会計

(白鳥委員)

機械及び装置勘定と工具器具及び備品勘定の貸方計上額の内訳を教えてください。

(事務局)

機械及び装置勘定の貸方計上額は水質検査機器 1 台及びガスクロマトグラフ質量分析装置 1 台の除却によるものであり、工具器具及び備品勘定の貸方計上額は水銀測定用試料前処理装置 1 台の除却によるものである。

(白鳥委員)

試料前処理装置とは。

(事務局)

原水の水銀の数値を測定する試料を前処理するための装置である。

(白鳥委員)

今後、水質分析装置はどうなるのか。

(事務局)

更新に伴う水質検査装置の導入が、先月に、会計処理されている。

オ 下水道事業会計

(白鳥委員)

雑収益の内訳は。

(事務局)

不用鉄類売払いに係る収入約 370 万円のほか、自動販売機貸付料などがこれに当たると。

3 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第34号 令和3年度工事監査結果報告書・指導事項について

(ア) 説明者

望月係長

(イ) 要旨

議案集及び資料により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

指導事項について、質問などは設計照査の前にやっておくべきということなのか。

(事務局)

質問など、約款に規定されていない簡易的な事項まで正式な設計照査という手続によって扱うことで時間を取られてしまうのは非効率であるため、協議などで扱うことが適切である。

(佐藤委員)

問題が起きて工事が一時的に遅れたものの予定の完成日に間に合うということだが、現場の職員に過度に負担がかかることで新たな問題が生じないか不安に思うことがある。

(事務局)

歴史文化施設建築工事においては、工程を整理し直した上で工期に間に合うという判断のもとプレリリースしたものと考えられる。

(遠藤代表)

施工の状況を確認できる部分を監査の対象とするが、当然全てを監査できるものではないので、技術士と調整の上抽出して見ており、また、監査の結果に「監査した限り」とあるように、工事全てを担保するものではないという考えでよいか。

(事務局)

そのとおりである。工事検査のように全てを見るのではなく、技術士の知見を活かした指導的観点から意見を述べるのが工事監査の目的であると考えている。

(エ) 結果

各監査委員が復命内容を吟味した結果、当該報告書は品質管理方針に規定された達成すべき水準を満たしていることを確認した。

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第35号 住民監査請求の受理・不受理の決定について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集及び資料により説明

(ウ) 発言等

(大村委員)

要件が揃っていれば、住民監査請求は、受理するという事か。

(事務局)

地方自治法の要件を満たしている限り、受理し、監査する必要がある。

(大村委員)

請求書に記載してある請求人の住所が誤っているとのことであるが、それでも受理するのか。

(事務局)

並行して補正を求めている。住民票により、市内に居住していることは確認している。

(大村委員)

記載が誤っている以上、今回の協議で受理を決定するのはどうか。

(遠藤代表)

補正後の請求書を受付した後、委員に示し、それをもって受理としてはどうか。

(事務局)

条件付きの受理としたい。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から、当該協議事項について諮り、補正後の請求書を監査委員が確認することを条件に、受理して監査を実施することとなった。

(2) 報告事項

ア 報第10号 指導事項に対する対応状況（財政援助団体等監査）について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

イ 報第11号 内部統制の不備に関する報告（令和4年1月分）について

(ア) 説明者

新海係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

(3) その他連絡事項

ア 令和3年度第10回定例協議会議事録の公表について・・・白鳥次長補佐が説明

イ 3・4月の日程について・・・・・・・・・・・・・・・・杉田次長が説明

4 閉会宣言 杉田次長